

建設業者のみなさまへ

小松市行政管理部管財課  
(平成 29 年 5 月 1 日改正)

## 工事实績情報システム（CORINS）の登録対象の変更について

小松市では、建設業者の技術力を公正に評価し、不良不適格業者を排除し、公共工事の透明性の向上及びより一層の品質確保のため、工事实績情報システムへの登録を義務化していますが、同システムのデータベースの充実をより一層高め、適切な入札・契約の促進を図るため、登録対象金額を次のとおり変更します。

### 1. 登録義務対象工事

変更前 ⇒ 請負金額 1,000 万円以上

**変更後 ⇒ 請負金額 500 万円以上**

※変更契約により請負金額が 500 万円以上になった場合も含みます。

### 2. 適用

上記事項は、平成 29 年 5 月 1 日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札から適用します。

### 3. 登録方法及び登録に伴う費用

CORINS（コリンズ）に関する登録方法及び費用等の詳細については、一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページをご覧ください。

<http://www.jacic.or.jp/jacic-hp/index.php>

※工事实績の登録等に関する費用は、現場管理費による諸経費に含まれています。